

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

十五、子守学校の創設（明治八年）

東京や大阪などに初期の幼稚園が創立されていた頃、一風趣きの変った施設と保育が芽生えていた。すなわち明治十六年に茨城で子守学校が開設されているが、それ以前にも子守学校創設のうごきがみられる。そして、保育所の最初といわれる新潟静修学校の基盤がその十五年ほど前からほつほつ現われていることに気がつく。

文部大書記官であった九鬼隆一（文部大輔田中不二麻呂の在米中にはその代理をやった）が明治十年に第三大区の「学事」を「巡視」した結果、「地方の教育者今日ノ現状ニ就キテ改除スヘキノ條款ト更ニ期スル所ノ條款ヲ挙ケテ其概略ヲ左ニ陳ス」として、「幼稚園の原素」をおこすよう要請している。すなわち、つぎのように述べている。

「稚児ヲ緘負シテ学ニ就クノ子女四五人以上通学セル校中ニハ相互ニ代ル代ル其護育スル所ヲ通シ其全数ニ応シテ一二人或ハ二三人ツツニテコレヲ保護セシムヘシ是授業ノ間稚児ヲ背ニ縛シテ苦痛ノ思ヒアラシムルコトヲ防クカ為ニシテ又就学ノ子女モ其間専心

ニ習ヒ得易キナリ但互ニ交モ護育スル時ニ当リテ些少ナリトモ稚児ノ扶育ニ益アラシコトヲ認ムル者ヲシテ其子女ノ扶育方ヲ誘導セシムヘシコレ即幼稚園の原素タルヘキナリ

六七才ノ子女通学セルモノハ特ニコレヲ寛裕ニ遇スヘシ

四五才ノ子女通学セルモノハ特ニコレヲ寛裕ニ遇スヘシ」（第三大区巡視功程附録・文部大書記官九鬼隆一・文部省第四年報・明治九年）

ここでいう「幼稚園ノ原素」というのは、いわゆる「子守学校」をさしているものであることは明らかである。九鬼はこのような施設の必要を社会現状へのリアルな観察から感じていた。おなじ報告で次のようにいっている。

「又此ノ輩ノ子弟ヲ見ルニ年甫メテ六七才ニ及ヘハ父母外ニ出ツル時ハ留リテ内ヲ守リ外ニハ児ヲ負ヒ草ヲ刈リ或ハ牛ヲ牧シ馬ニ秣ヒ山ニ田ニ樵耕ノ業ヲ助ケ内ニハ草鞋ヲ造リ縄索ヲ編ヒ時アリテハ使介ニ走り或ハ菓ヲ店頭ニ鬻キ或ハ物ヲ負担シテコレヲ商フノ類其分ニ応シテ百般ノ業ヲ営ミ多少ノ産業ヲ輔ケサルヘカラス

故ニ些々タル少時間ト雖亦徒ニ過クルコトヲ得サル有価有用ノ子
 弟ニシテ一身幾分ノ価アルコト富人ノ子弟ノ漸ニシテ独遊スルヲ
 以テ足レリトスル者ノ比ニ非ス嗚呼同郷ノ子弟ニシテ其産ト其貧
 トノ異ナルヲ以テ有様ノ同シカラサルコト此ノ如シ況ヤ其地ヲ同
 シクセサルヤヤ

この九鬼の報告にあるように彼は「其産ト其貧トノ異ナル」こと
 で「有様ノ同シカラサルコト」を憂え、ひとしく教育を受けること
 のできない状態を克服することの対策を要求したのである。だがそ
 の対策はきわめてむずかしいことであった。「仮令ハ数人ノ小児ヲ
 育シ兄ハ外ニ牛ヲ逐ヒ妹ハ内ニ在テ穉児ヲ背ニ負ヒ各分ニ応シ家事
 ニ勞シテ僅々光陰ヲ送ル者アリ此等ノ者ヲシテ尽ク学ニ従事セシメ
 ントス真ニ難事ト謂ヘシ」(飾磨県学事年報・文部省第二
 年報・明治七年)と、ある県では報告していたが、どこの県もこれ
 と同じような気持であった。

「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と
 いう「学制」の基本方針にそって、文部省は「貧民ノ子女ヲ学ニ就
 カシムルノ法」を各県でどのように実施しているのか、その方法の
 具体化を要請していた。文部省第二年報(明治七年)はその当時の
 就学状況を下表のように明らかにしている。

また子守りをするような女子についての教育も軽視したわけでは
 なかった。ダビト・モルレー申報は「女子ノ教育」を「国家俊来ノ人
 ヲシテ必善良ナラシメント欲セバ、先其母ノ教育」をしっかり行なわ
 れなければならぬ」としてその重要な位置づけを要請している。

このような国民教育形成への過程から「子守学校」設立の動きが

でくるのであるが、文部省年報のなかでその名前があらわれるの
 は第三年報(明治八年)の堺県年報においてである。

つまり堺県は「第二年報」(明治七年)には「貧民ノ子女ヲ学ニ
 就カシムルノ法ハ毎ニ区戸長学区取締ヲシテ其就ク能ハサル事由ヲ
 檢セシメ其至貧至窮ニシテ書籍器械等を購求スル能ハサルモノハ学
 区内有志ノ寄附金ヲ以テ之ヲ弁給シ以テ就学セシム又子守ノタメ他
 家ニ雇ハル子女ノ如キハ別ニ教科ヲ設ケ之を教授ス其方法未タ全
 備セス」と報告していたが、第三年報(明治八年)になって「各
 区内富戸ヲ勸諭シ集金法ヲ立テ夜学校ヲ設ケ中年ノ男女ヲ学ハシメ子
 守学校ヲ開ケ子守ノ児女ヲ学ハシム」としている。

さらに、このような「子守学校」を「幼稚園」として位置づけた
 のは「文部省第四年報」(明治九年)の「大阪府年報」においてで
 ある。大阪府は「貧民子女ヲ学ニ就シムル法」について、つぎのよ
 うに報告している。

		全 国	東京府
学 令 人 口	男	2,563,700	57,348
	女	2,359,572	58,504
就 学 生 徒	男	1,379,969	35,041
	女	1,953,185	31,871
才 満 十 才 六 上 就 学 生 徒	男	130,037	13,001
	女	16,415	3,662

本管内学費ハ学区ノ
 力即チ多ク動不動産
 ヲ有スル者ヨリ其等
 ニ応シ出財シテコレ
 ヲ教師ノ給料其他一
 切ノ校費ニ供シ貧民
 ニ至テハ更ニコレヲ
 課セス 加之夜学校
 及ヒ無謝金学校ヲ設
 ケ然シテ学令ニシテ

不就学ノ者ヲ督励スル為催促状ヲ作り其父兄ニ送り事情ニ依リ力足ラサル者ハ其学課ニ給スヘキ書器ヲ貸シテ入学セシメ且傍工芸ノ道ヲ授ケ其ノ工料ヲ以テ己ノ衣食ヲ扶ケ或ハ学資ニ充ル者アリ又人ニ傭ハレ或ハ家ニ在ルモ共ニ幼児ヲ抱負セル者等ヲ集メ正課外ニ於テ最モ簡易ナル教授ヲ加フコレカ為ニ下々等小学校ヲ置ケリ又一種ノ半日校ヲ置ケリ(大阪府年報・文部省第四年報・明治九年)

この「幼児ヲ抱負セル者等ヲ集メ」教育したことについて同じ大阪府年報において「幼稚園ハ女教師ヲ得ルヲ俟チ之ヲ開カントスト雖モ現今下々等小学及ヒ児佗校ヲ設ク、学令以下ノ童児及ビ幼児ヲ負ヒ来ル者等ヲ集メ修身及ヒ物品談ヲ授ク即チ幼稚園ノ体裁ヲ得ル者ナリ」といっていることは前記の九鬼隆一の「幼稚園ノ原素」を事実において意味づけるものであらう。

こういう位置づけ方は大阪だけではなかった。

文部省第五年報(明治十年)における群馬県年報は群馬では「保児教育所ノ設ケヲ盛ニシ」「貧民ノ子女」の就学を奨励したが、幼稚園教育への志向を重視し次のような事実を述べている。

「明治九年ノ報告ニ稟述セル如ク地方ノ景況ニ因リ変則夜学校工女余暇学校及ヒ村落学校ヲ設クルカ如キハ未タ以テ完全ト言フ可ラス 尚寒村僻邑ノ如キハ小学校教則并幼穉教科ヲ斟酌シ以テ保児教育所(一名子守学校)ナル者ヲ設ケント欲ス 且ツ女兒学校ノ設ケアルモ之レカ模範タルモノナキトキハ望洋ノ嘆ヲ免カレス 故ニ女兒模範学校ヲ置ントス 本年(註・明治十年)八月東京

幼稚園保母松野クラヲ招キ県下前橋町并高崎駅ニ於テ幼稚園ノ要旨ヲ演舌セシメ且ツ授業法ヲ行ヒ衆人ヲシテ縦覧セシム 之レニ依テ管下ノ人庶其有益ニ感スル者少ナカラス因テ縷々説論ヲ加ヘ漸ヲ以テ設置ノ挙アラントス

このような「子守学校」あるいは「保児教育所」のようなものが、どのような内容を持ち、どのていどに実施されたのか文部省年報では不明である。内容に多少ともふれている山形県の「管下其ノ郡」の場合、「傭使セララルモノト家児ヲ保護スルモノトヲ集合シ一種ノ学校ヲ興シ之ヲ名ケテ児護学校トシ俱ニ米遊戯謠ノ中日用必須ノ事ヲ教ヘ随テ感覚ヲ其嬰兒ニ及ホスノ方法ヲ議定シ既ニ仮設試行ニ及ヘリ能ク此方法ヲシテ実地ニ適シ大ニ行ハルルニ至ラハ他日町村一般ニ治及シ貧民子女教育ノ一便法タラシカ」(山形県年報・文部省第七年報・明治十二年)といっている。

十六、渡辺嘉重の子守学校(明治十六年)

倉橋窓三は教育学辞典のなかで、

「子守学校の創設についてその歴史を詳かにせず、一般には明治二十七年長野市立の小学校(城山小学校か)に附設せられたのを最も古いとされているが、松山政治(郡山市子守学校長)の発見にかかる明治十七年東京普及舎蔵版の茨城県人渡辺嘉重著『子守教育法』によれば、同氏の子守学校は明治十六年に於て開設せられている」(岩波・教育学辞典・昭和十二年)

といっているが、この問題を文部省年報を参考に発展させたのは古

木弘造著「幼児保育史」（昭和二十四年）であった。そのなかで古木は渡辺嘉重をはじめとして「子守者に対する保育教育とその伴う乳幼児に対する保育の実際についての研究」とは、我が国幼児教育史上特筆大書するべきものと思う」（八四ページ）と述べている。

さらに、この「子守学校」は「子守学校」としてだけで終るものではなく、古木が「託児所がわが国で始めて開設されたのは幼稚園が既にその施設数一百三十余を数へるようになった明治二十三年の事であった」（幼児保育史）とのべている「家塾新潟静修学校」の附帯事業として起ったその託児所とほとんど同質のものであったのである。

このことはあとで触れていくことにして、はじめて実践的な内容をくわしく報告してくれた茨城県猿島郡小山村の子守学校における幼児教育の状況を渡辺著「子守教育法」（明治十七年）にみてみよう。

A 設立までの過程とその設備

渡辺は「子守学校」の基本的立場をつぎのようについて。

「嬰兒の人の萌芽にして成長の後之をして大なる材とならしむると否とは一に此の期の培養如何に在り而して保婢は則此の萌芽を護り又其の培養の功を助くる園丁なり夫園丁にして自園丁たるの芸術を修むるなくば焉ぞ萌芽の成長を害し發育を妨ぐるなきを期すべけんや之を余が此の学校を設くるの趣意とす」（十二・十三ページ）

この立場は幼児教育者の立場を「園丁」とするフレーベル思想輸入の影響を直接にうけているというように考えられるし、また、「女学ハ幼稚教育ノ基礎」（明治八年二月・東京女子師範学校創立に

さいしての皇后陛下令旨の一節・倉橋著「日本幼稚園史」七ページ）という当時の支配的な女子教育の立場がこの「子守学校」にも反映していることがわかる。

いざ実施にあたっては、かなり村民の無理解があったようで、その苦勞をつぎのように述べている。

「志ある者をかたらひて方に之を設けんとするに至り一郷之が為に聳く人々相語りて曰女児を驅て子守学校に入らしむるは他日成長の後之を徴に應じて兵役に従事する者の妻たらしめんとするにあらざるなきか或は曰彼陽に力を尽すの状を似し陰に俸給を加へられんことを図るならん或は曰その費用の如き寄附金を名としてその実は戸数に賦課するなるべし又曰かかる狡猾にして利を貪るの教師をして我が郷の学校にあらしむべからず速に之を逐ふに若かず或は曰彼を江河に投じて以て此の憤を泄さんと一犬虚に吠て万犬吠を伝へ遂に途に相見ると寒暖の礼をさへ叙せざるのみならず睡眠を以て相俟つに至り之が為に影響を小学に來し一時は生徒の校に出る者少きを見たり」（六五・六六ページ）

このような誤解と中傷と悪罵とがあちこちに生れたが「有志者」がこれを説得し、実際に「子守学校」の効果を見るうちにこれらの非難はなくなっていくようである。

場所は小学校の教室をつかい、「本科生徒」と「子守生徒」とは席を隣りあわせにし、「本科」を教える「余間を以て」授業を行なった。「子守生徒」に授業を行なうあいだ「本科生徒」にはその年長にして品行の正しき者数名を撰みて算術、習字等の科をかはるがはる教へ授けしむるを以て別に教員をも増さずして両校の生徒を教ふことを得たり」（七二ページ）ということである。「本科生徒」と

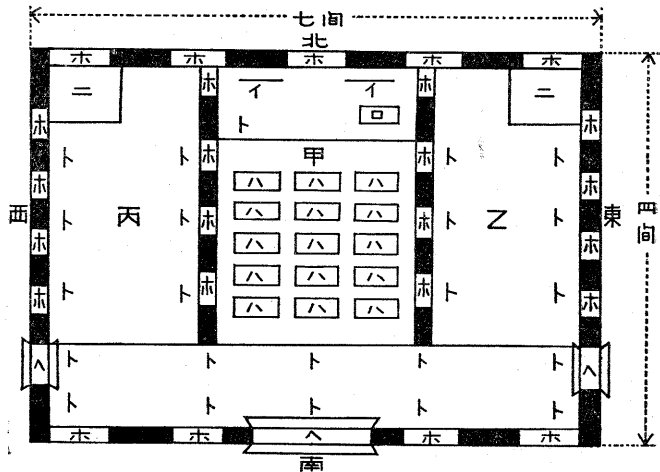
「子守生徒」とを区別したのは「子守学校」では普通の小学校で用いるよりも「簡易なる教科」を選んで「教則」をつくる（これは茨城県庁では許可されなかったが、猿島郡長の内達によってある程度可能となった）ことやその教授方法などの特殊性によるものである。そして、この教室の隣りに乳幼児の部屋をつくっている。

そこで渡辺の計画した施設の状況をみてみよう。「其の状恰も幼稚園を兼るが如し」（二三ページ）と彼はいつている。

彼は校内を「教場」（生徒を教える教室）と「遊戯室」（二才以上六才未満の稚児即五官の作用稍長じて手づから玩具を弄し自快を取ることを得る者をして遊び戯れしむるに用いる場とす）ということといわば幼児の保育室である」と「鎮静室」（二才未満の嬰兒を睡らしむるに用いるの場とす）ということでは乳児室である）の三室に区割している。乳幼児の部屋は保育の効果をあげるように工夫してある。遊戯室では「架を設けて諸種の玩具を備へ且壁間には雞、犬、牛、馬、蝶、蜂、花奔、舟、車等凡稚児の意を娛ましめ目を喜ばしむべき鮮にして美しき画図を掲げて以てその感覚を開き思想を練るの用に供すべきものとす」としてあるし、鎮静室は「四面の壁間には五彩の紙片及綵毬の類を連ね懸くべし即嬰兒の睡を醒して啼くときは子守をして之を管護せしめ或は修身図其の他凡て世の教に益ある子守歌の類を唱へ或は壁間の彩紙片若くは綵毬等を吹き揺かして以てその啼を止めしむるに備へ兼て嬰兒の眼を物に注ぐの力を敏くせしめんことを計る」という配慮がされている。

このような校舎で床板を用いず藁を地面に敷きならべているのは「是足音を発して嬰兒の睡を驚かさんことを避け兼て出入運動するの際或は誤て転び仆るる等の事あるも嬰兒並に子守をして虞らざる

- 甲 教 場
- 乙 遊戯室
- 丙 鎮静室
- イ 黒 板
- ロ 教師の机
- ハ 生徒の机
- ニ 玩具を蔵むべき架
- ホ 廳
- へ 教師及生徒の出入口
- ト 地上に敷き列ねたる藁



傷痕を被るなからしめんとするが為なり」として、貧しい状況下においてもそれなりの注意が払われているものであることがわかる。

費用のなかで「校舎及書籍器械等」は「公立学校費」から支出されたが、「筆墨紙等」はすべて寄附金にたよったわけである。

B 保育の方法

ここではいったい誰が保育をしたのか。だいたい「子守生徒」のなから「十五才乃至二十三才にして較実著の者」を選んで交替で保育をさせたようである。しかし「老婆の品行較正くして且稚児を保育するの経験に富める者あるべければ若し此等の老婆を得て管護の任を托せば一層の好き結果を見るにあらんとす」(三八ページ)とつけ加えている。

このように専門の保育者がいない状態ではもちろん「恩物」による保育など行なわれるはずがなかった。

しかし「遊園」「空気」「光線及温度」という項目をつくり、保育への環境的配慮を行なっている点注目してもいい。「遊園」では「稚児の用に応ずべき珍奇玩具の具及軽く易き遊戯の器等を備へてその情を慰め動作に慣れしむべき」ことを述べ、「空気」では「空気の流通を便にする」よう注意を述べ、「光線及温度」では「此の学校は勞嬰児をして睡に就かしめ或は遊ばしむるものなれば殊にその度を適宜にせざるべからず何となれば嬰児は猶草木の嫩芽のごとく最深く管護を加へざるを得ざればなり」(三五ページ)と主張している。

「学校を以て快楽の場と做さしむべし」(二〇ページ)という考え方が全体に流れていて、つぎのような興味ある方法も考えられている。

「己に遊戯室及遊園等の条に陳べたるが如く子守学校に在てはそ

の生徒を遊歩せしむるの外兼て稚児をして遊び戯れしめざるべからざるの係累あるのみならず生徒を校外に出すときは必稚児を携へしめざるを得ず且生徒は稚児管護すべきの任を負へるが為に専学科を修むるの余間を得ること常に少く而して稚児はその精神頗活潑にして長く同一の玩具を弄び同一の遊戯を取るを厭ふの情あり故に之が教師たらん者は百方意を用い一挙以て生徒の学業に益し稚児の精神を伸すべき策を求めざるべからず

是を以て時々天氣の晴なる日を撰み生徒と稚児とを誘ひ引きて山林田野の間を遊歩し己がまにまに草木花卉を摘ましめ或は小虫類を捕へ細石を拾はしめ若くは取て以て生徒に示し随て之が性質その他効用等を説きけるに遊び戯れて快を資るの中に於て生徒は則知らず識らず意を庶物に注ぐの習慣を養ひ稚児は事に倦むことなくして大に精神を舒ぶべきの効驗あるを發見したり」(五七、五八ページ)

このような方法の發見は当時、机の上での「恩物」指導を幼児の知能を「開発」するもつとも有力な方法と考えられていたことと考えあわせるとすばらしい發見であったにちがいない。

だが「子守謡」を「一種の卑猥なる歌」としてしりぞけ「宜く修身、家事経済、歴史、理学等の中適宜の題目を撰みて唱へ易き歌を作り子守生徒に授けて以て子守謡に換へしむべし」(五三ページ)とべているのを見ると限界をもった当時の教材のあり方を理解することができる。

十七、子守学校と幼稚園

文部省年報は第七年報（明治十二年）において、はじめて「幼稚園」の項目において、全国的概況を伝えているが、東京女子師範附属幼稚園（明治九年創立）のほかに大阪府立模範幼稚園（明治十二年創立）、鹿児島女子師範附属幼稚園（明治十二年創立）をあげ、さらに「而シテ其私立ニ係ル者ハ和歌山県ニ釋兒保育所ノ一箇アリテ現ニ幼児男六名女七名ヲ保育スト雖モ未ダ其方法等ヲ詳ニスルト能ハズ」ということをつけ加えている。この「釋兒保育所」がどういう性質のものであったかわからない。しかし、その後の文部省の規定からも「子守学校」のようなものを積極的に幼児教育施設として発展させていく課題はついになかった。幼稚園の内容は「日耳曼人布列別氏ノ法制ニ取り其保育科目ヲ分ケテ三科（註・物品科・美麗科・知識科）トナス」として、形式を重んじ、「幼稚園」という規格をあてはめていこうとする傾向が一つにはそれをばげんでいた。

渡辺の子守学校は明治十六年二月にできたにもかかわらず文部省年報のうち茨城県年報はこのような施設にふれてはいない。茨城県年報は文部省第十二年報（明治十七年）にはじめて「幼稚園ノ現況」という項目をつくったが「幼稚園ハ管内未タ之ヲ設ケス故ニ記スヘキコトナシ」と書いただけである。

いわゆる「子守学校」を設立したといわれる群馬県や大阪府、山形県などにおいてもこれにふれることはなかった。明治十七年においても学令児童六、一六四、一九〇名のうち不就学児が三、〇三五、一一七名（文部省第十二年報）と半数近くをいぜんとしてしめていたのであるが。「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法」という項目は「文部省第八年報」（明治十三年）からなくなっていた。

だが明治十八年頃には「幼稚園」というていさいをそなえなくとも、「簡易ナル保育法」をとる幼稚園らしいものが小学校に附設されて生まれてきている。その数をはつきりつかむことはできないが、文部省年報（明治十八年）は、つぎのように報じている。

「幼稚園ハ未タ其設ナシ只小学校内ニ学令未滿幼児ノ為ニ簡易ナル保育法ヲ設ケタルモノハ尠カラス其方法タル女訓導若クハ裁縫教員ヲシテ女学校ニテ保育法ヲ講セシメ玩具恩物等ヲ使用シ又簡易ナル唱歌ト適宜ナル遊戲トヲ以テ之ニ加ヘ其時間ノ如キ毎日三時間以下ヲ度トセリ」（岐阜県年報・文部省年報・第十三年報・明治十八年）

「各郡区ニ於テ学令未滿ノ幼児ヲ保育スルモノアレドモ之カ一定ノ方法ナク且其準備ノ整ハサルヲ以テ完全ノ保育ヲ施ス能ハス故ニ本年（註・明治十八年）十二月新ニ其保育準則ヲ定メ之ニ拠ラシム爾後日浅ク未タ其良法ヲ得スト雖不日広島師範学校内ニ保育場ヲ設ケ模範ヲ示シ漸次普ク管内ニ及ホサントス」（広島県年報・同上）

「幼稚園ハ教育上最モ必須ノモノナレトモ未タ其設ナク学令未滿幼児保育法モ亦全キモノナシ但学校内ニ於テ員外生徒トシテ本級外別ニ之ヲ待ツノ便宜法ヲ設ケタルモノ多シ」（熊本県年報・同上）

このような「簡易なる保育法」での「幼稚園」が生れてくる条件の一つには明治十五年十二月、文部卿代理をしていた九鬼文部少輔が「貧民カ役者ノ児童」も入園できるように「編成ヲ簡ニシ」た「別種ノモノ」をつくるよう「示諭」していたことにもよるのであろう

(古木弘造・幼児保育史・六六ページ)しかし、それだけではなく学令未満児を学令児と同じに教育を受けさせることを禁止する命令がだされてきたこともよく知られる通りである。

明治十七年二月には文部省は文部卿からの「第三号達」として「学令未満ノ児童ヲ学校ニ入レ学令児童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不尠」として、学令未満の児童には「幼稚園ノ方法」によるよう命じたのである。これが一つには幼稚園の普及をうながすこととなった。(倉橋・新庄共著・日本幼稚園史・三三三ページ)

そして全体としていえば「其ノ他(註・いわゆる「幼稚園」のほか)尋常師範学校若クハ尋常小学校ニ於テ別ニ一部ヲ置キ以テ学令未満ノ幼児ヲ保育スルモノ多シ」(文部省第十五号報・明治二十年)といっているように「幼稚園」と形式にのつとらなくとも小学校に附設して幼児保育施設が多くなってきたと考えられる。

しかし、つぎの報告にあるように、現に入学をしている学令未満の児童に対しては「幼稚園ノ方法」をとりいれつつ、その後には学令未満児を入学させないため「幼稚園」として発達するのではなく「遂ニ其跡ヲ絶ツ」ということになったことも一方の傾向として見のがすことはできないであろう。すなわち、

「本県未タ幼稚園ノ設アラサルヲ以テ学令未満の幼稚ハ小学校ニ於テ保育シ来リシモ今各郡申報スル所ニ依レハ該幼稚ノ保育ヲ受クルモノ其跡ヲ絶チタリ顧フニ従来幼稚ヲ小学校ニ入学セシムルモノハ強テ学令児童ト伍シ共ニ小学教科ヲ履マシメ其心体ノ脆弱ニシテ發育上害アルカ如キハ一モ顧慮セス只其成業ノ速カナランコトヲ希望スル状況ナリシヲ以テ昨年学令未満ノ幼稚ハ幼稚園ノ方法ニ拠リ適宜之ヲ保育スヘキ旨示達セシヨリ當時在学ノ幼稚ハ

幼稚園ノ方法ニ擬シ之ヲ保育セシモ其年令漸次学令ニ入りシト右示達以來頓ニ幼稚ノ入学ヲ減少セシトニヨリ遂ニ其跡ヲ絶ツニ至リシナラン」(富山県年報・文部省第十三年報・明治十八年)

このことは学校において「簡易ナル保育法」をとることの重要性とその発展への志向を放棄してしまふものにはかならなかつた。

赤沢鐘美が明治二十三年私立の新潟静修学校を設立し、その要求から保育施設の設置を自然発生的になしとげたときに設立当初のことについてこういうことをつけ加えている。すなわち

「然ルニ茲ニ一ツ困ル事ニハ当時文部省令ニハ其学校ニ不適当ナル身分ノ年令を取容スレバ其校長ハ百円以下ノ罰金ニ処シ而シテ尚其上規則ヲ犯ス時ハ断然其学校ヲ閉鎖セシムトノ嚴重ナル取締リヲ勵行中デアリシ故自分ノ学校ノ中等学科ト小学科タケニテモトヨリ幼稚園デモナク又育兒園デモナシ其故我々ガ細民ニ同情ノ余リ私財ヲ投ジテ此ノ無告的薄命ナル細民ノ子弟ヲ收容救護シ居ル事ガ世上ニ表現スレバ如何ニ善根功德ノ事ヲ為シツアルニモセヨ文部省令ニ照サルレバ矢張り犯罪人タラザルヲ得ザルコトナリ是ヲ以テコナ馬鹿々々シキコトハ止メンカト思ヒシコトモ一再ナラザリシ」(赤沢鐘美・前掲書)

これは明治十七年の文部省「第三号達」を守るために、きりとて赤沢としては幼稚園(明治十四年第四号達で設置認可申請についての規程が明らかになっている)をつくるほどの財力も設備も人もなかつたことの苦悩をしめすものといえないだろうか。

十八、新潟静修学校(明治二十三年)

このような「子守学校」がいわゆる「私塾」のなかにもあった。どのていどにどのくらいあったのか不明であるが、一つの代表的な例として赤沢鐘美（一八六八—一九三七）の新潟静修学校の場合をあげることができる。しかも、この場合、後に「守孤扶独幼稚児保護会」として発展し、「通常わが国託児所の最初のもの」（古木弘造著「幼児保育史」一一〇ページ）といわれるにいたった。すでに大正時代に内務省によって「我邦に於ける幼児保育事業の始めは、明治二十五年新潟市静修学校内に於て貧困者の幼児の保育を開始したるもの之れなり」（内務省社会局社会部編「本邦社会事業概要」大正十五年）として、定説化されている（その後明治二十五年は二十三年とあらためられたが）。

この新潟静修学校とはどういうものであったのだろうか。

自分等夫婦が幼稚児保護ノ事業ヲ開設シタル動機ハ殆ンド偶然ノ出来事トモ云フベキカ元來我が家ハ家祖伝來朱子学派ノ儒者ニシテ數百年來家塾ヲ継続シ一方ニハ和漢学經典史子等ノ文学史伝ヲ教授シ一方ニハ軍学天文兵法等ノ武道ヲ講述シ以テ門下ノ子弟ヲ教養指導シ來レル家柄ナルガ故ニ自己モ明治十一年ノ春四月ヨリ公立小学校ノ教師ニ任ゼラレ約十二年間ハ初等教育ニ従事シ自宅ニ帰レバ父ノ事業ヲ輔ケテ午後三時過ギヨリ夜間ニカケテ通学ノ生徒ハ經史文学ノ類ヲ教授シ居タルガ後感ズル所有リテ明治二十三年三月公職ヲ辞シ自家ノ私塾ヲ静修学校ト改称シ中学校及ビ商業学科ヲ合一シタル教課ヲ設ケテ昼間ハ県立学校ニ入り難キ事情アル中流階級以下ノ子弟ヲ資助的ニ入学セシメ又一方ニハ尋常小学校ヲモ設立シテ細民ノ子女ヲ教養シ而シテ夕刻ヨリ夜間ニカ

ケテハ中学以上師範学校乃至高等学校ノ程度ナル文学専修部ヲ開設シテ青年壯年ノ志願者ヲ收容シテ經史文学等各自ノ望ム所ニ任カセ教授シ居タルガ自分ガ世間ノ薄幸ナル幼稚児ヲ保護シ始メタル動機ハ実ニ此時代ヨリナリキ（赤沢鐘美・私立守孤扶独幼稚児保護会創立以來四十八年間ノ沿革概要・昭和十年九月）

以上、赤沢の説明しているところと「新潟市史」（新潟市役所編）に「礎町通赤沢鐘美初め修身学舎なる一私塾を設け、毎夜青年を集めて教授せしが、明治二十三年七月新潟静修学校と改称し、二十六年私立新潟簿記学校を合併し、教師を増聘して本科は昼間、専科は夜間に簿記・英語・漢学及数学を教授し、四年を以て修業年限となる」といっているのを考えてみると、旧時の寺子屋式教育の「私塾」として発展してきた各種学校の一つである。当時全国的に寺子屋式教育が明治二十年前後になっても公教育にかわって根づよくこつていた。（唐沢富太郎「日本教育史通論」・教育大講座日本教育史・一一八ページ）

新潟についていえば

「私立ハ十八校ニシテ前年ニ比スレハ三ヲ増セリ教員亦三ヲ増シ計二十八人ト為レリ生徒ノ數ハ男五百九十八人ニシテ五十人ヲ増シ女百六十人ニシテ三人ヲ増セリ其教科ハ前年ト異ナラスシテ多クハ近易ノ和漢学ナリ小学校ニ似テ非ナリ中学校ニ似テ非ナリ然シテ淳然タル漢学校ニモアラス偶々漢学ヲ専門トスルモノアレトモ専ラ町村ノ子弟ニ小学ノ令ニアラス亦中学ニ入ル能ハサル者及学令兒童小学就業ノ余暇ヲ以テ温習ヲ習フ為セント欲スル者ヲ教授スルニ在リ」（新潟県年報・文部省年報・第十年報・明治十五年）

ということである。

明治十年に西村茂樹は「私塾」について次のようにのべているが、現在の私立学校とはちがった性質と役割をになつていたことがわかる。

「従来ノ寺子屋ニ比スレハ方今ノ学校ハ人民ノ費用十倍ノ多キニ及フヘシ従来ノ寺小屋ニテモ苟モ入学シタル者ハ手党ノ帳ヲ記シ親類ヘ手紙ノ往復位ハナシ得ヘシ方今ノ学校善美ナリト雖モ下等小学卒業ニ至ラサルノ前ニ退学スルトキハ（此ノ如キモノ多シト聞ケリ）日用ノ便利ハ却テ寺小屋ニ及ハサル事アリ方今学校ノ入費サマテ過多ト云フニハ非サルケレトモ人民貧富ノ度ニ比シテ見ルトキハ（飛驒ノ如キハ高山以下ノ二三邑ヲ除クノ外ハ人民皆穉ヲ以テ常食トス）頗ル多費トイフヘシ」（文部大書記官西村茂樹・明治十年八月第二大学区巡視功程・文部省第四年報）

このようなことを考えれば赤沢のいっている「中流階級以下ノ子弟ヲ資助的ニ入学セシメ又一方ニハ尋常小学校ヲモ設立シテ細民ノ子女ヲ教養シ」ということも理解することができるであらう。

何故ナレバ当時自分ノ開設シタル中学ヤ小学ノ在學生ノ中ニハ悲惨ナル貧家ノ子女少カラズ故ニ兄ヤ姉ガ当校ヘ出席スレバ家中ニ四歳ヤ五歳ノ嬰兒ガ只一人誰ヲ頼リニスル者モナク家庭ニ居残りスルノ外ナク其故其兄ヤ姉ノ後ニ追隨シテ当校ヘ来リ間食ヤ玩具ヲ恵与セラレテ同ジ境遇ノ幼児ヲ友ニシ以テ一日ノ安慰ヲ得ツツ兄姉等ノ放課時間ヲ待ツト云フ有様実ニ可憐ノ状態ナリシ此ノ可愛サウナ有様見ルニ忍ビズ自分ハ妻ノ仲子ト心力ヲ併ハセ兄姉等ノ放課ノ時間ニ至ルマデ別室ニ於テ之ヲ保護シ我が愛児ト見做

シ殆ンド家族ノ如クニ待遇シ玩具及ビ間食ハ申スマデモナク中ニ雨天ノ際ニモ雨具ヲ持クス子供ニハ傘ヲ買ヒ与ヘ炎天ニ冠リ物モ無キ者ニハ帽子ヲ与ヘ寒中足袋ヤ合羽ヲ所持セヌ子供ニハ合羽ヤ足袋ヲ恵与シ以テ当前ノ寒苦ヲ救助シタルガ左リトテ一文ノ保護料ヲ取ラズ総テ無料無謝ニテ保育シ而シテ之ガ保母トモ見守役トモ云フベキ勤務ニ当ル従事者ハ云フマデモナク妻ノ仲子ナリシ故ニ其子供ノ親達ハ嬉シ涙ヲ流シテ悦ンデクレマシタ（赤沢鐘美・前掲書）

この赤沢の開いていた学校の場所は新潟旧市内の中心地にあつたわけで信濃川左岸の工場地帯とは対照的に古い歴史をもっている漆器・木工家具や傘・竹細工・履物製造業等の小企業を背景とする商業地区である。学校にはいけなくてもせめて、読・書・算ぐらいは習得させたいと願う親の子弟がここに集ってきたことは想像することができよう。しかも小さな子どもを守りをしなければならなかつた子どもたちが多数いたことも考えられる。そうしたなかで、鐘美の妻である仲子が、幼い子どもたちの面倒をみるようになったということはごく自然であつたにちがいない。

さらに次の段階として――親たちの「此喜ヒ声ガ他ニ聞エタモノカ夫ノ無キ貧シキ寡婦ヤ妻ニ死ナレタ独身ノ夫ヤ我ガ子ニ死ナレテ孫ヲカカヘタ老人達ガアハレ生活費ヲ求メル為メ工場ヘ労働ニ通フトカ行商ニ出ルトカ至ツテ惨メナ老夫婦ナドガ此幼孫ガ手足纏テ困ルカラ何卒助ケテ下サイト頼ミニ来ル中ニハ二歳カ三歳ノ嬰兒モ数名アリマシタ ソコデ仲子一人デハ迎テモ手廻リ兼ネソコデ身体健康ナル二十歳以上ノ若キ女性一兩人ヲ雇ヒ入レマシタ」（赤沢鐘美

・前掲書) というように発展する。このことは公立学校に附設された「子守学校」がなかなかこのように発展していかなかったことと、民衆の要求に一面においては根ざして「私塾」が、その要求に応じて一歩すすんだ組織を考えていくことができたことを考えあわせて考えると日本近代教育の形成そのものあり方を問題にしなければなるまい。

保育者としての赤沢ナカ(明治四年十一月生)はこのとき十八才の若さであった。「社会事業功労者調書」(新潟市・昭和七年)には彼女について「資性温良貞淑ニシテ夙ニ賢婦ノ名アリ 夫鍾美明治二十三年私宅ニ於テ静修学校ヲ開設シ学童ニ初中等等ノ教育ヲ授クルヤ其ノ生徒ノ弟妹中父母行商不在ノ為兄姉ヲ慕ヒテ同校ニ至ル者多シ女史是ヲ見テ兄姉ノ学業ノ妨ケトナルヲ憂ヒ此等ノ弟妹ヲ別室ニ誘ヒテ菓子玩具等ヲ与ヘ或ハ手芸唱歌等ヲ教ヘ愛撫訓育シタリシカ之ヲ聞伝ヘテ行商又ハ労務ニ妨ケトナルモノ女史ヲ訪ネテ其ノ幼児ヲ託スル者日日増加シ遂ニ数十名ノ多キニ上ル然レトモ素ヨリ何等ノ報酬又ハ料金ヲ受クルニ非ス献身的努力ヲ以テ保育教養シタリ斯クス

ルコト十有三年依託幼稚児保護ヲ加フルニ及ヒ明治四十一年夫妻相謀リ守孤扶独幼稚児保護会ト称シ之ヲ一般ニ公開シ幼稚児の收容ヲ増加スルト共ニ保母ヲ置キ又自ラ夫ト協力シテ専心之ニ従事シ以テ學生ノ事業トナス」といつている。

当時の保育内容についてはこれ以上知ることができない。自然発生的に生れてきていた「愛撫訓育」や「保護」が教育としてどう位置づけられるかということなどとも考えることのできなかつた時代である。だが「可憐」な子どもたちを暖く「保護」することこそ本質的にいえば国民教育の大きな課題であった。「幼稚園ノ原素」であるべき運動は決してそのままでは発展していかなくつたことからも、この課題は明治の教育からはずれおちてしまったのである。(六戸)



幼児の教育 第六十卷第十一号

十一月号 © 定価 六十円

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十一月一日発行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼 津 守 真

発行者

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町三ノ一

発売所 株式会社フレールベル館

振替口座東京一九六四〇番

◎本誌御購読についての御注文は発売所フレールベル館にお願いいたします。